

堺市公報 第211号	令和4年3月25日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局住宅部住宅管理課】	4
<告示>	
○令和3年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則第20条第1項及び第2項の市長が定める組織について 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	8
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則第21条の市長が定める職について 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	10
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	11
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

○る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	12
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	13
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	14
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	16
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	17
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	18
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	19
○予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）の実施について	
【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	20
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について	
【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	22
○堺市立農業公園の開園時間、休園日及び利用時間について	
【産業振興局農政部農水産課】	24
○堺市立農業公園の入園料及び施設利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	25
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	27
○諏訪森神野線の事業計画認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	28
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	

【建設局公園緑地部公園監理課】	28
○都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	32
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	35
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	35
○堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	36
○堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	37
○堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	39
○堺市上下水道局水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程	
【上下水道局水道部水道建設管理課】	48
○堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	
【上下水道局下水道管路部下水道管路課】	49
○堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局下水道管路部下水道管路課】	53
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	54
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	56
<教育委員会公告>	
○堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る臨時休館日について	
【教育委員会事務局教育センター企画相談課】	57
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	58

堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第12号

堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

堺市営住宅条例施行規則（平成9年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第8号イ中「規定による一時保護又は」を「一時保護、」に、「の規定による保護」を「に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第98号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第20条第4項において準用する同規則第18条第3項の規定により、市長の令和3年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 閲覧開始の日
令和4年4月7日（木）
- 2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

### 堺市告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永藤英機

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004190                   |
| 事業所名称      | 訪問介護事業所 虹来                   |
| 事業所所在地     | 堺市堺区南旅籠町東四丁3番11号 はたごハイツ2階    |
| 指定の申請者     | ランドマーク株式会社                   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区難波四丁目1番15号 近鉄難波ビル1階 |
| 代表者名       | 小山千明                         |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日                     |
| サービスの種類    | 訪問介護                         |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303238             |
| 事業所名称      | ありんな                   |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西四丁27番4号      |
| 指定の申請者     | ARINNA合同会社             |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中三丁277番地9 |
| 代表者名       | 山田夏紀                   |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日               |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004208         |
| 事業所名称      | 幸和ライフゼーション 堺       |
| 事業所所在地     | 堺市堺区海山町三丁159番地1    |
| 指定の申請者     | 株式会社幸和ライフゼーション     |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号 |
| 代表者名       | 小林孝政               |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日           |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与             |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004208         |
| 事業所名称      | 幸和ライフゼーション 堺       |
| 事業所所在地     | 堺市堺区海山町三丁159番地1    |
| 指定の申請者     | 株式会社幸和ライフゼーション     |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号 |
| 代表者名       | 小林孝政               |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日           |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売           |

堺市告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004208         |
| 事業所名称      | 幸和ライフゼーション 堺       |
| 事業所所在地     | 堺市堺区海山町三丁159番地1    |
| 指定の申請者     | 株式会社幸和ライフゼーション     |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号 |
| 代表者名       | 小林孝政               |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日           |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与         |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004208         |
| 事業所名称      | 幸和ライフゼーション 堺       |
| 事業所所在地     | 堺市堺区海山町三丁159番地1    |
| 指定の申請者     | 株式会社幸和ライフゼーション     |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号 |
| 代表者名       | 小林孝政               |
| 指定年月日      | 令和4年3月1日           |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売       |

~~~~~

堺市告示第101号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号。以下「規則」という。）第20条第1項及び第2項の規定に基づき、令和4年4月1日以後における市長が定める組織を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 規則第20条第1項の市長が定める組織
 - (1) 法人本部
 - (2) 内部統制室
- 2 規則第20条第2項の市長が定める組織
 - (1) 法人本部
 - (2) 堺市立総合医療センター
 - (3) 内部統制室

~~~~~

堺市告示第102号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、令和4年4月1日以後における市長が定める職を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

規則第21条の市長が定める職

- 1 次に掲げる組織の長の職
  - (1) 法人本部
  - (2) 内部統制室

- 2 前項に規定する組織の長の職以外の職のうち、医師又は歯科医師として医療業務に従事する医長、科長及び担当科長の職
- 3 第1項に規定する組織の長の職以外の職のうち、地方独立行政法人堺市立病院機構職員給与規程（平成24年制定）別表第11のア医療職給料表(2)級別標準職務表に定める4級以上の職務の級に属する職、同表のイ医療職給料表(3)級別標準職務表に定める3級の職務の級に属する職、同表のウ事務職給料表級別標準職務表に定める4級以上の職務の級に属する職、同表のオ基本年俸表(1)級別標準職務表に定める職務の級に属する職、同表のカ基本年俸表(2)級別標準職務表に定める職務の級に属する職及び同表のキ基本年俸表(3)級別標準職務表に定める職務の級に属する職

堺市告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                 | 医療機関所在地                        | 種別   | 指定年月日    |
|-----------------------|--------------------------------|------|----------|
| リックス薬局                | 堺市堺区北瓦町2-1-2                   | 薬局   | 令和4年2月1日 |
| イオン薬局 イオンスタイル新金岡      | 堺市北区新金岡町4-1-11<br>イオンスタイル新金岡1階 | 薬局   | 令和4年2月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>セカンド・ケア | 堺市堺区南花田口町2-3-20<br>三共堺東ビル7階    | 訪問看護 | 令和4年2月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>京（みやこ）  | 堺市中区土師町5-30-15-2号              | 訪問看護 | 令和4年2月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>バッテリー   | 堺市西区浜寺船尾町西3-91-1-205           | 訪問看護 | 令和4年2月1日 |

|                |                          |        |          |
|----------------|--------------------------|--------|----------|
| ふれ愛 訪問看護ステーション | 堺市西区鳳中町4-121-5-302       | 訪問看護   | 令和4年2月1日 |
| 訪問看護ステーションほくほく | 堺市北区百舌鳥梅町1-1-6 昭和ビル200号室 | 訪問看護   | 令和4年2月1日 |
| はるな薬局          | 堺市中区深井水池町377-1           | 薬局     | 令和4年2月1日 |
| つばさクリニック       | 堺市堺区市之町東5-2-14-301       | 病院・診療所 | 令和4年3月1日 |
| はしもとクリニック      | 堺市西区上野芝向ヶ丘町5-6-26        | 病院・診療所 | 令和4年3月1日 |



堺市告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年3月25日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名         | 医療機関所在地         | 種別 | 更新年月日    |
|---------------|-----------------|----|----------|
| 山田衛生堂薬局       | 堺市堺区西湊町1-3-29   | 薬局 | 令和4年2月1日 |
| A B C 薬局 今池町店 | 堺市堺区今池町3-4-10   | 薬局 | 令和4年2月1日 |
| 白鳥薬局          | 堺市北区東三国ヶ丘町5-7-1 | 薬局 | 令和4年2月1日 |
| 紀北調剤薬局つくの店    | 堺市西区下田町25-32    | 薬局 | 令和4年3月1日 |

公 告

堺市公告第170号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（年間単価契約） 22,800本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社スズケン 堺支店  
支店長 藤田 功  
大阪府堺市南区若松台3丁1-4
- 5 落札金額  
¥4,180-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月27日

~~~~~

堺市公告第171号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（年間単価契約） 22,800本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社スズケン 堺支店
支店長 藤田 功
大阪府堺市南区若松台3丁1-4
- 5 落札金額
¥7,272.1-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月27日

~~~~~



堺市公告第172号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（年間単価契約）  
23,100本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社スズケン 堺支店  
支店長 藤田 功  
大阪府堺市南区若松台3丁目1-4
- 5 落札金額  
¥6,259-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月27日

堺市公告第173号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（年間単価契約） 30,500本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケーエスケー 堺支店  
支店長 園田 隆行  
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額  
¥3,300-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月27日

~~~~~

堺市公告第174号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（年間単価契約） 13,000本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケーエスケー 堺支店
支店長 園田 隆行
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額
¥6,050-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月27日

~~~~~

堺市公告第175号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
乾燥弱毒生水痘ワクチン（年間単価契約） 10,700本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社スズケン 堺支店  
支店長 藤田 功  
大阪府堺市南区若松台3丁1-4
- 5 落札金額  
¥4,400-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月27日

~~~~~

堺市公告第176号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（年間単価契約） 4,400本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケーエスケー 堺支店
支店長 園田 隆行
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額
¥12,100-（1本当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月27日

~~~~~

堺市公告第177号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
経口弱毒生ロタウイルスワクチン2種類（年間単価契約）  
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン2mL 3,480本  
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1.5mL 7,200本
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ケーエスケー 堺支店  
支店長 園田 隆行  
大阪府堺市中区新家町304-3
- 5 落札金額  
¥84,333,480-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月27日



堺市公告第178号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永藤英機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立みはら大地幼稚園通園バス運行管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
平成コミュニティバス株式会社  
代表取締役 山本 良次  
埼玉県志木市本町5丁目22-26
- 5 落札金額  
¥34,650,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年1月7日



堺市公告第179号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類、予防接種の対象者

| 予防接種の種類                       | 予防接種の対象者の範囲                    |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ロタウイルス                        | 堺市内に居住する生後6週から生後32週に至るまでの間にある者 |
| ヒブ                            | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |
| 小児用肺炎球菌                       | 堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |
| B型肝炎                          | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者          |
| 四種混合<br>(ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオ) | 堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |
| 三種混合<br>(ジフテリア、破傷風及び百日せき)     | 堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |
| ポリオ                           | 堺市内に居住する生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 |



|                        |                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二種混合2期<br>(ジフテリア及び破傷風) | 堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者                                                                                        |
| BCG                    | 堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者                                                                                       |
| 麻疹・風しん1期               | 堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者                                                                             |
| 麻疹・風しん2期               | 堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの                                           |
| 風しん5期                  | 堺市内に居住する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。 |
| 水痘                     | 堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者                                                                             |
| 日本脳炎1期                 | 堺市内に居住する生後6月から生後90月に至るまでの間にある者                                                                              |
| 日本脳炎2期                 | 堺市内に居住する9歳以上13歳未満の者                                                                                         |
| 子宮頸がん予防                | 堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子                                                         |

2 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.2℃以上（風しん5期の対象者にあっては体温が37.5℃以上）の者をいう。）
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者

- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 麻しん・風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、接種前3か月以内にガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (9) ロタウイルスに係る予防接種の対象者にあつては、先天性消化管障害を有する者（なお、手術等により治療が完了した場合は、接種を受けることができる可能性がある。）、腸重積症にかかったことのある者及び重症複合免疫不全を有する者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

~~~~~

堺市公告第180号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 予防接種の種類

高齢者の肺炎球菌

2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する者（過去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。）

(1) 昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生の者

(2) 昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の者

(3) 昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の者

(4) 昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の者

(5) 昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の者

(6) 昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の者

(7) 昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の者

(8) 大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の者

(9) 接種日現在において、60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

3 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 4,000円

6 自己負担金免除対象者

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者

(2) 市民税非課税世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者

7 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

(1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.0℃以上の者をいう。）

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
 - (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
 - (4) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者
- 8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

堺市公告第181号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第24条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園の開園時間、休園日及び利用時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開園時間（令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間）
午前10時00分～午後5時00分
ただし、利用者が著しく多い場合は、利用者の安全面を考慮して状況に応じて開園時間を早め、又は閉園時間を遅らせるときがある。
- 2 休園日
令和4年5月11日、18日、25日
6月1日、8日、15日、22日、29日
7月6日、13日、20日

9月7日、14日
 11月16日、30日
 12月7日、13日、14日、15日、21日、31日
 令和5年1月1日、11日、18日、25日
 2月1日、8日、15日、22日

堺市公告第182号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園の入園料及び施設利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永藤英機

1 入園料

(1) 通常料金

区 分		単 位	金額（円）	
個 人	大人（中学生以上）	1人1回	500	
	小人（4歳以上）		300	
団 体 (15人以上)	大人（中学生以上）	1人1回	350	
	小人（4歳以上）		250	
	ツアー団体（立ち寄り）		150	
学 生 団 体 (学校行事に限る。)	堺市内の場合	1人1回	高校生・大学生・専門学生	250
			中学生	200
			小学生	150

	堺市外の場合	高校生・大学生・専門学校生	1人1回	300
		中学生		250
		小学生		200
障害者 (付添い1人につき同額料金)		大人(中学生以上)	1人1回	250
		小人(4歳以上)		150
年間パスポート券		大人(中学生以上)	1人1年間	1,000
		小人(4歳以上)		600

※ 株式会社堺ファームが定めた優待券利用者の個人入園料に限り最大30%減じた額とする。

(2) 夜間料金

区 分		単 位	金額(円)
個 人 団 体	大人(中学生以上)	1人1回	300
	小人(4歳以上)		200
障 害 者 (付添い1人につき同額料金)	大人(中学生以上)		150
	小人(4歳以上)		100

※ 上記金額は、午後5時以降の入園に適用する。

2 特産品加工工房施設使用料

施 設 名	午前		午後	夜間	全日
	6時から 8時まで	9時から 12時まで	1時から 5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
特産品加工工房	円 500	円 750	円 1,000	円 750	円 3,000

3 総合交流ターミナル施設使用料

施 設 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時から 12時まで	1時から 5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

交 流 室	600 円	800 円	600 円	2,000 円
研 修 室	600	800	600	2,000
情 報 発 信 室	1,500	2,000	1,500	5,000

堺市公告第183号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和4年度第1四半期の利用料金

メニュー	料金	期間
1 簡単に作れるパン作り	800円	4月～6月
2 いちごラボ いちごパフェ教室	1,800円	4月 5月（3日～5日除く。）
3 いちごアイス作り	900円	4月 5月（3日～5日除く。）
4 いちごメロンパン作り	900円	4月 5月3日～5日
5 いちごバスケット作り	1,200円	4月
6 いちごラボ いちごどら焼き教室	1,800円	4月
7 ソーセージロール作り	1,300円	5月
8 ハリーさんのカレーパン作り	1,100円	5月（3日～5日除く。）
9 ミルクアイス作り	900円	5月3日～5日

10 けろけろメロンパン作り	1,200円	6月
11 メロンアイス作り	900円	6月
12 ねこスコーン作り	1,100円	6月

堺市公告第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・4・201-41号諏訪森神野線の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和4年3月25日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

堺市公告第185号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	原池公園	堺市中区平井389ほか

2 区域

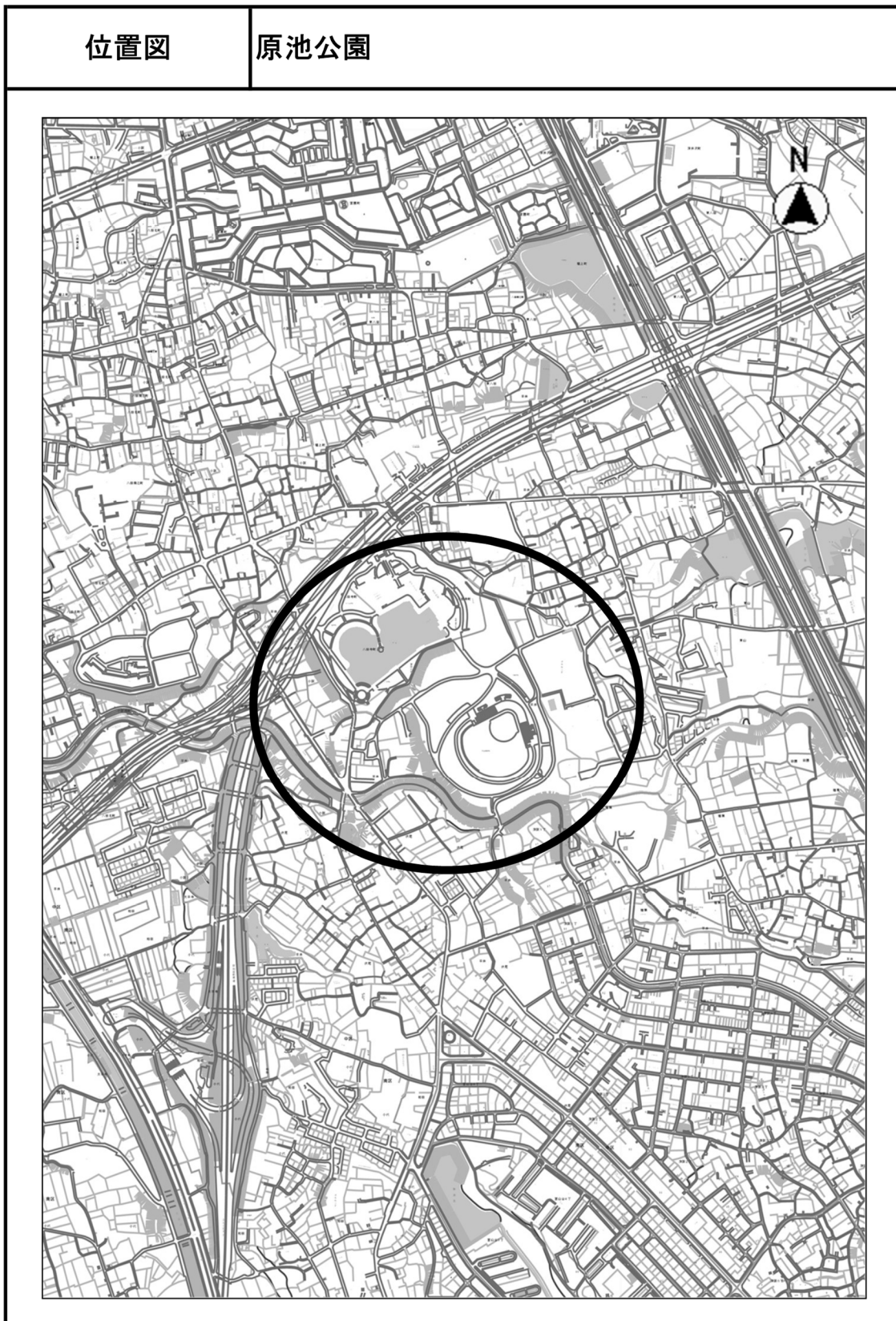
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

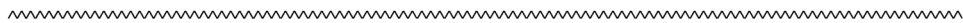
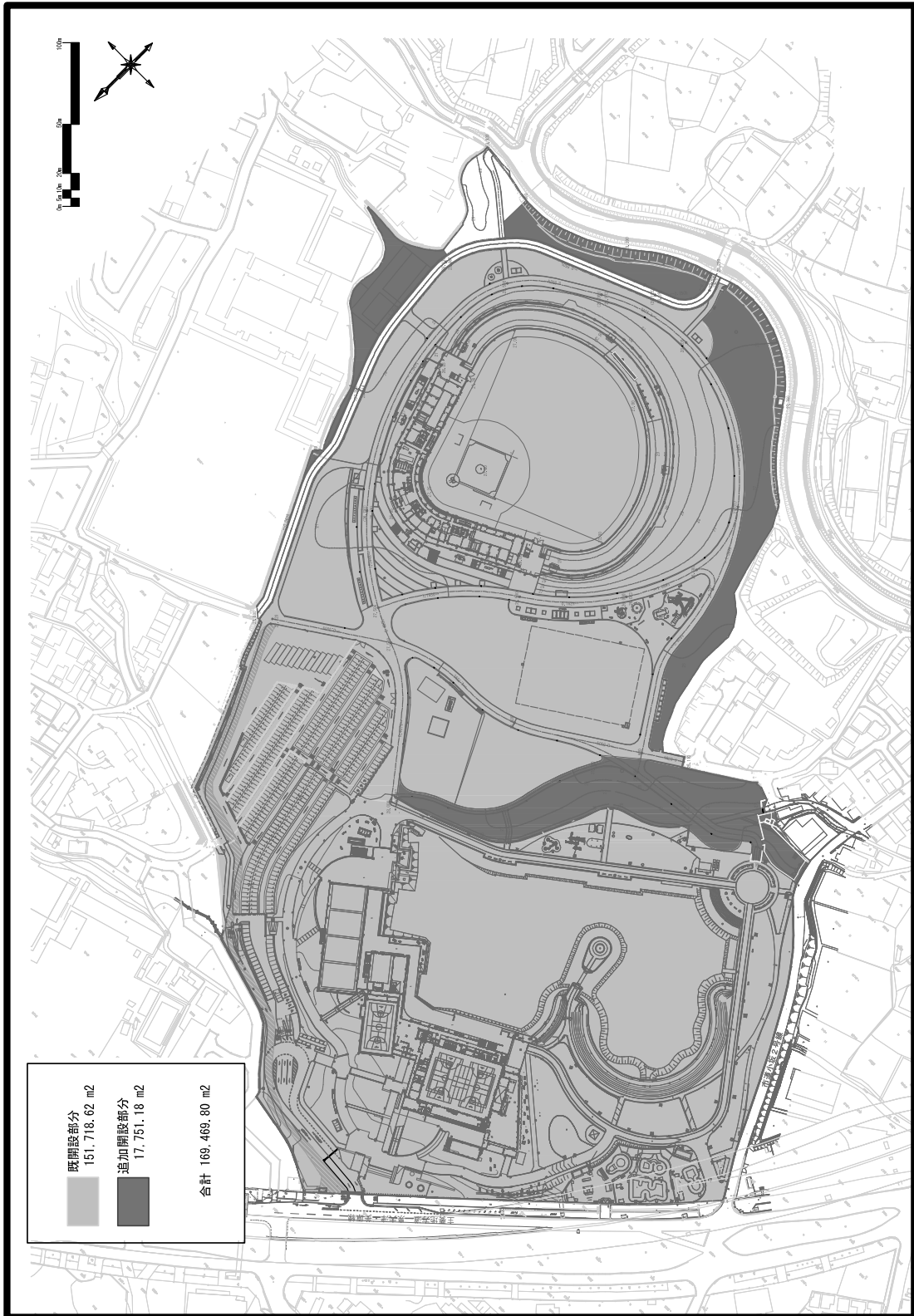
3 供用開始の日

令和4年3月25日

別紙



400-684 原池公園



堺市公告第186号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	浅香山緑道	堺市堺区香ヶ丘町5丁79番12

2 区域

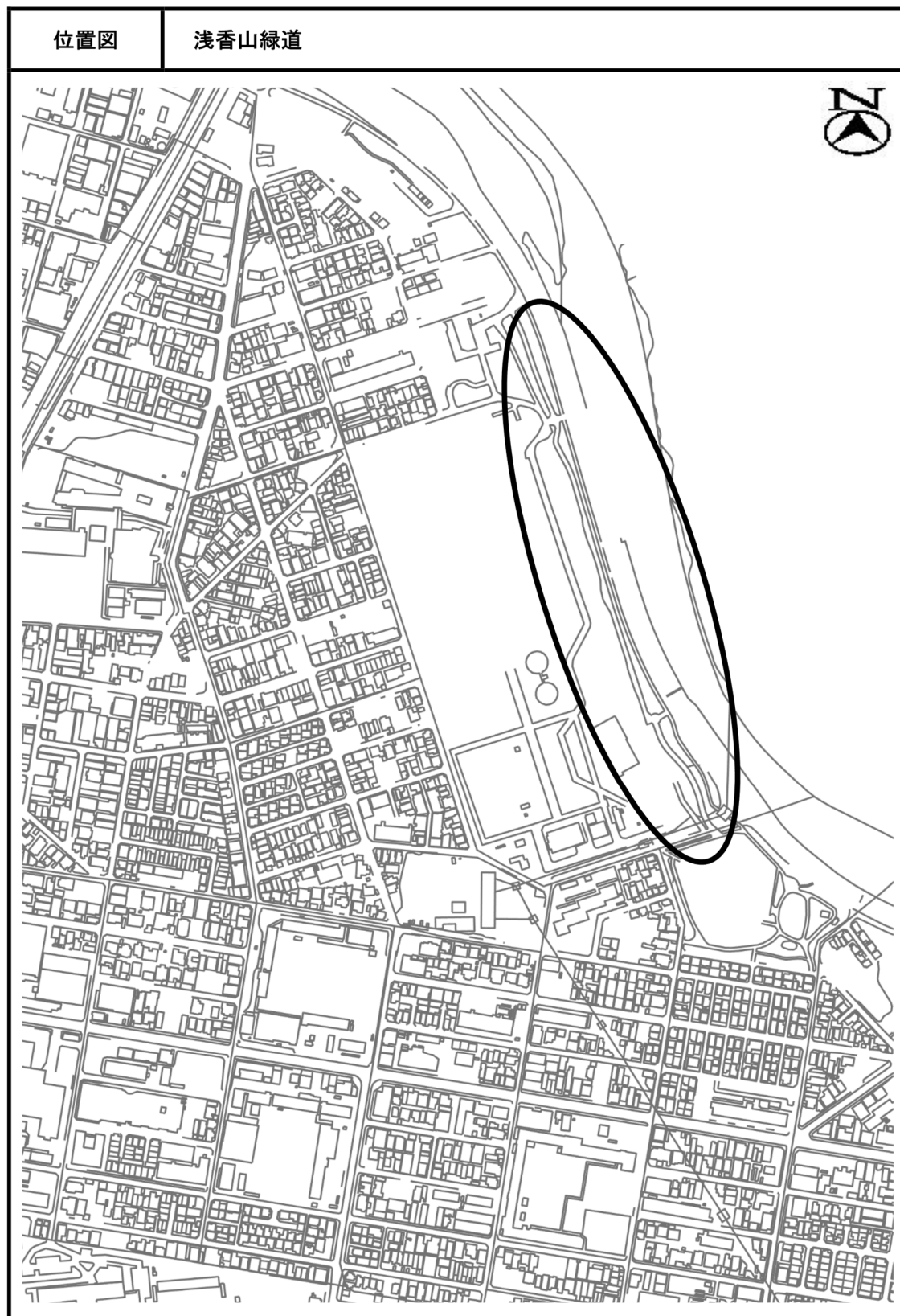
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

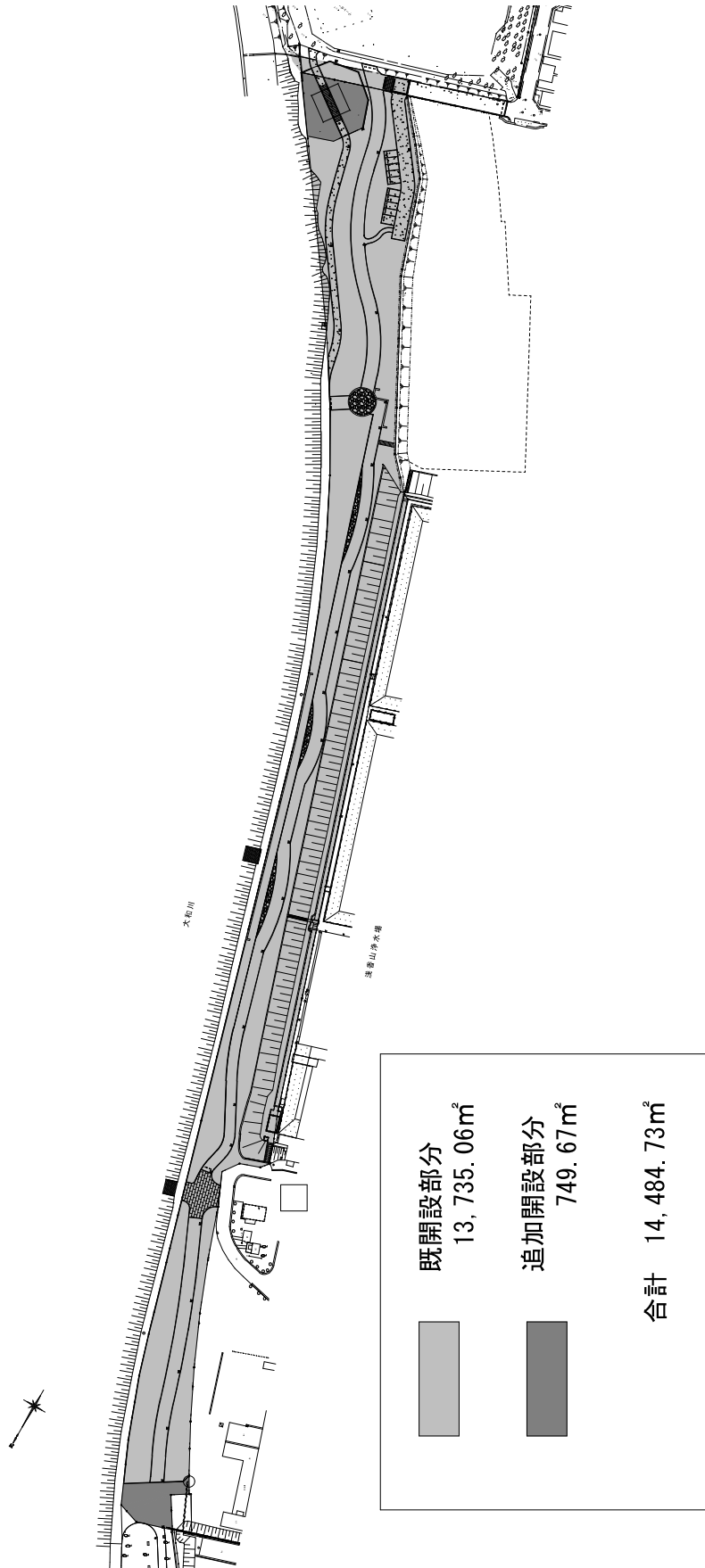
3 供用開始の日

令和4年4月1日

別紙



400-722 浅香山緑道



上下水道局管理規程

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第3号

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「堺市上下水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程」を「堺市上下水道局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程」に、「堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

第20条第3項第1号中「ものに係る」を削る。

第27条第9項中「堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

第38条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

様式第7号中「ファイル名」を「簿冊名」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第11号、第20条第3項第1号及び第27条第9項の改正規定は、公布の日から施行する。



堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第4号

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表水運用管理課事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第12号中「水質検査結果成績書」を「水質検査結果書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第5号

堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局安全衛生委員会規程（昭和59年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第57号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1項中「及び委員」の次に「12人」を加え、同条第3項中「のうちから当該各号に定める人数を」を「をもって構成することとし、安全衛生に関する知識及び経験を有する職員のうちから、」に改め、同項第1号中「4人」を削り、同項第2号及び第3号中「1人」を削り、同項第4号中「一般職」を「前3号に掲げる者のほか、一般職」に、「第22条第2項」を「第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号」に改め、「のうちから労働組合が推薦した者 6人」を削り、同条第4項中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第1号及び」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員の半数については、法第19条第4項において準用する法第17条第4項に規定する方法により指名するものとする。

第5条第1項中「2箇月」を「概ね2か月」に改める。

第6条第4項中「掲げる者」の次に「をもって構成することとし、安全衛生に関する知識及び経験を有する職員」を加え、「管理者が各号同数を」を「、管理者が」に改め、同

項各号を次のように改める。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者

第6条第4項に次の2号を加える。

- (3) 産業医
- (4) 前3号に掲げる者のほか、一般職の職員（地方公務員法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員を除く。）

第6条第5項中「第4条及び」を「第3条第4項及び第5項、第4条並びに」に改め、「の任期」を削り、「おいて」の次に「、第4条中「委員」とあるのは、「委員長及び委員」と」を加え、「2箇月」を「概ね2か月」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、別表に規定する事業所が法第17条第1項及び第18条第1項に規定する事業場のいずれにも該当しない場合における職場安全衛生委員会の委員は、安全衛生に関する知識及び経験を有する職員のうちから、管理者が指名するものとする。別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

事業所	名称	所管	委員長	庶務担当
本庁職場	本庁職場安全衛生委員会	局本庁舎を主たる勤務場所とする所属	課長級の職にある者のうちから管理者が指名する者	委員長が所属する部（室）又は課
配水管理センター職場	配水管理センター職場安全衛生委員会	配水管理センターを主たる勤務場所とする所属		
下水道施設部職場	下水道施設部職場安全衛生委員会	災害対策センター及び三宝水再生センターを主たる勤務場所とする所属		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第6号

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	59円		「	58円	
	84円	を		83円	に、
	130円			120円	
」			」		
「	340円		「	330円	
	590円	を		580円	に、
	840円			830円	
」			」		
「	840円		「	830円	
	340円	を		370円	に改める。
	3,400円			3,700円	
」			」		

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の規定は、令和4年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。



堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第7号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部を改正する規程

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第9号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第13号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号 (第3条関係)

堺市都市計画下水道事業
受益者申告書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第3条の規定に基づき、
次のとおり申告します。

申告者 (土地所有者) (電話番号)
.....
(住所)
.....
(氏名)

提出期限	年 月 日
負担区	単位負担金額 円

受益の所在地		地積	土地所有者	受益者以外の氏名	権利地積	権利の種類
			住	フリガナ	m ²	地質使用賃借権
		電話番号			
			住	フリガナ	m ²	地質使用賃借権
		電話番号			
			住	フリガナ	m ²	地質使用賃借権
		電話番号			
			住	フリガナ	m ²	地質使用賃借権
		電話番号			
			住	フリガナ	m ²	地質使用賃借権
		電話番号			

様式第2号 (第7条関係)

(表面)
堺市都市計画下水道事業受益者負担金決定通知書

台帳番号		様					
年度	期別	納 期	分割納付額	年度	期別	納 期	分割納付額
	1		円		10		円
	2		円		11		円
	3		円		12		円
	4		円		13		円
	5		円		14		円
	6		円		15		円
	7		円	決 定 額			円
	8		円				円
	9		円				円

(裏面)

負担区名	
単位負担金額	円/㎡
受益地積	㎡
減免率	%

上記のとおり下水道事業受益者負担金を決定したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 印

注意

- 1 この通知書に記載された納期の納期限が休日ときは、その翌営業日が納期限となります。
- 2 所有権の移転等により受益者に変更があったときは、速やかに堺市都市計画下水道事業受益者変更届出書を提出してください。この場合は、届出の日後の納期に係る受益者負担金は、新たに受益者となった方が負担することになります。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えないこと）ができません。）に限り、堺市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えないこと）ができません。）に限り、堺市（代表者は、堺市上下水道事業管理者）を相手方として、この決定の取消しを求め訴えを提起することとができます。

様式第3号 (第8条関係)

口座番号	
加入者名	



納入通知書(兼)領収証書

台帳番号

口座番号	
加入者名	



分割納付用書

台帳番号

口座番号	
加入者名	



分割納付用領収済通知書

下水道

ID	帳	台帳番号	F	年度	期別	負担金額	
	コ						

様

下水道事業受益者負担金	
期別	
負担金額	円
納期限	年 月 日
領収日付印	
分割	
上記のとおり堺市上下水道局が指定する納付先に納めてください。	
堺市上下水道事業管理者	公印
納付者 保 管 用	
上記金額領収しました。	






様

下水道事業受益者負担金	
期別	
負担金額	円
納期限	年 月 日
領収日付印	
分割	
上記金額領収しました。	
収納場所保管用 (堺市上下水道局)	

様

台帳番号		期別	
負担金額	円		領収日付印
納期限	年 月 日	下水道事業会計	
取りまとめ局	取りまとめ金機関	科目	
		上記金額領収しました。	
(受入店→取りまとめ店→堺市上下水道局) 堺市上下水道局保管用			

様式第4号 (第8条関係)

一括用				一括用
				
納入通知書(兼)領収証書	一括納付書	一括納付用領収済通知書	一括納付用領収済通知書	下水道
台帳番号	台帳番号	台帳番号	台帳番号	台帳番号
口座番号 加入者名	口座番号 加入者名	口座番号 加入者名	口座番号 加入者名	口座番号 加入者名

様

下水道事業受益者負担金	
期別	
④負担金額	円
⑤報奨金額	円
①-⑥ 差引納付額	円
上記差引納付額を 年、月、日までに 指定の納付先に納 めてください。	領収日付印
堺市上下水道 事業管理者 公印	上記金額領収しました。
納付者保管用	

様

下水道事業受益者負担金	
期別	
④負担金額	円
⑤報奨金額	円
①-⑥ 差引納付額	円
一括納付取扱期限	領収日付印
上記金額領収しました。	
収納場所保管用 (堺市上下水道局)	

様

下水道事業受益者負担金		期別	
台帳番号			一括納付取扱期限
④負担金額	円		
⑤報奨金額	円		
①-⑥ 差引納付額	円		
取りまとめ局 金融機関	取りまとめ 金融機関	下水道事業会計	領収日付印
		科目	上記金額領収しました。
(受入店→取りまとめ店→堺市上下水道局) 堺市上下水道局保管用			


(表面)

堺市都市計画下水道事業受益者負担金 督促状

台帳番号	年度・第	年度・第	期
未納金額	①	円	
上記期別以外の未納額	②	円	
合計未納額	① + ②	円	
指定納期限	年	月	日

上記金額が未納となっておりますので、先にお送りしました納入通知書で、至急指定の納付先へお納めください。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 

様方

様

この督促状は 年 月 日現在までに納付の確認がなされていない方にお送りしました。なお、既にお支払済みの場合は、行違いとご了承ください。

(裏面)

注意

- 1 表面に記載のとおり、下水道事業受益者負担金が未納となっております。至急お納めください。
(指定納期限までにお納めいただけない場合、あなたの財産を差し押さえる場合があります。)
 - 2 先にお送りしました納入通知書を紛失された場合は、再発行しますので、ご連絡ください。
(この督促状では、納付合わせの場を差すこととさせていただきます。)
 - 3 本状についてお問い合わせのある場合は、表面記載の連絡先までご連絡ください。
- (教示)
- 1 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この督促がある日から起算して1年を超えない範囲内)に限り、堺市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができ、この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この督促があった日から起算して1年を超えない範囲内)に限り、堺市(代表者は、堺市上下水道事業管理者)を相手方として、この督促の取消しを求めるとともに、この督促の提起を拒否するものとさせていただきます。
 - 2 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この督促があった日から起算して1年を超えない範囲内)に限り、堺市(代表者は、堺市上下水道事業管理者)を相手方として、この督促の提起を拒否するものとさせていただきます。

様式第6号（第11条関係）

堺市都市計画下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住 所
(受益者) 氏 名
電話番号

下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由	-----

対象物件

堺市 _____ m²

様式第9号 (第14条関係)

堺市都市計画下水道事業受益者負担金減免申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者	住 所
(受益者)	氏 名
	電話番号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第14条第2項の規定により、次のとおり下水道事業受益者負担金の減免を申請します。

申 請 理 由	-----

対象物件

堺市 _____ m²

様式第13号（第17条関係）

堺市都市計画下水道事業受益者変更届出書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

届出者

(新受益者) 郵便番号.....電話番号.....

住 所.....

(フリガナ)

氏 名.....

(旧受益者) 郵便番号.....電話番号.....

住 所.....

(フリガナ)

氏 名.....

次の土地について、受益者に変更があったので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金
 条例施行規程第17条第1項の規定により届け出ます。

土地の所在	地目	地積	異動地積	異動の原因	異動年月日

注意

- 1 所有権、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の移転等があったときは、この届出書を直ちに提出してください。
- 2 この届出書により届出のあった日以前の納期に係る下水道事業受益者負担金は、旧受益者が負担することになります。

~~~~~

堺市上下水道局水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第8号

堺市上下水道局水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の設置及び職務等について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 技術管理者は、堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）第5条に規定する資格を有する者のうちから、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

2 技術管理者に事故があるとき、又は技術管理者が欠けたときは、条例第5条に規定する資格を有する者のうちから、あらかじめ管理者が指定するものが、その職務を代理する。

(職務)

第3条 技術管理者は、法第19条第2項各号に掲げる事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。

(職務に係る報告)

第4条 技術管理者は、法第19条第2項第1号から第7号までに規定する措置をとった場合であって、当該措置が重要又は異例であると認められるときは、管理者に報告しなければならない。

2 技術管理者は、法第19条第2項第8号又は第9号に規定する措置をとる場合は、事前に管理者に報告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に報告を行うことができないときは、当該措置をとった後、直ちに管理者に報告しなければならない。

(補助者の設置等)

第5条 法第19条第2項各号（第9号を除く。）に規定する技術管理者の事務を補助し、当該事務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）を置く。

2 補助者は、別表の左欄に掲げる職務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者

をもって充てる。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 職 務               | 職                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------|
| 法第19条第2項第1号に関する事務 | 技術力強化担当課長、水道建設管理課長、建設整備担当課長、水道サービスセンター課長、再整備担当課長、水運用管理課長 |
| 法第19条第2項第2号に関する事務 | 水道建設管理課長、建設整備担当課長、水道サービスセンター課長、再整備担当課長、水運用管理課長           |
| 法第19条第2項第3号に関する事務 | 給排水設備課長                                                  |
| 法第19条第2項第4号に関する事務 | 水運用管理課長                                                  |
| 法第19条第2項第5号に関する事務 | 水運用管理課長                                                  |
| 法第19条第2項第6号に関する事務 | 水道建設管理課長、建設整備担当課長、水道サービスセンター課長、再整備担当課長、水運用管理課長           |
| 法第19条第2項第7号に関する事務 | 給排水設備課長、水道建設管理課長、建設整備担当課長、水道サービスセンター課長、再整備担当課長、水運用管理課長   |
| 法第19条第2項第8号に関する事務 | 水道建設管理課長、建設整備担当課長、水道サービスセンター課長、再整備担当課長、水運用管理課長           |

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第9号

堺市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

堺市下水道条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の注書を削る。

様式第6号の3の注書を削る。

様式第13号の注書を削る。

様式第15号の注書を削る。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の堺市下水道条例施行規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第16号(第24条の3関係)

放流水熱利用に係る接続設備設置許可申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住 所(所在地)  
氏 名 (名称)  
(代表者職氏名)  
電 話 番 号

堺市下水道条例第30条の4第1項に規定する放流水熱利用に係る接続設備設置の許可を受けた  
いので、次のとおり申請します。

|                      |                                                                                                          |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| /                    | <input type="checkbox"/> 新規                                                                              |
|                      | <input type="checkbox"/> 変更                                                                              |
|                      | <input type="checkbox"/> 廃止                                                                              |
|                      | <input type="checkbox"/> 継続(当初許可 年 月 日 第 号)                                                              |
| 接続設備の場所              |                                                                                                          |
| 終末処理場の名称             | <input type="checkbox"/> 三宝水再生センター <input type="checkbox"/> 泉北水再生センター <input type="checkbox"/> 石津水再生センター |
| 使用放流水の最大量            | m <sup>3</sup> /日                                                                                        |
| 放流水の温度変化値<br>の 最 大 値 | 熱利用前      °C      熱利用後(予定)      °C                                                                       |
| 熱利用設備の構造             |                                                                                                          |
| 接続設備の構造              |                                                                                                          |
| 接続設備の設置期間            | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                            |
| 工 事 の 方 法            |                                                                                                          |
| 工 事 期 間              | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                            |
| 工 事 施 行 者            |                                                                                                          |
| 公共下水道の復旧の<br>方 法     |                                                                                                          |
| 備 考                  |                                                                                                          |

添付資料

- 接続設備の設置場所及び設置箇所を表示した平面図
  - 放流水熱利用設備及び接続設備の構造図
  - その他
- 特記事項

様式第17号(第24条の4関係)

放流水熱利用に係る接続設備設置許可書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者



年 月 日付で申請のあった件について、次のとおり許可します。

|                                                                                                                                          |                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 新規<br><input type="checkbox"/> 変更<br><input type="checkbox"/> 廃止<br><input type="checkbox"/> 継続(当初許可 年 月 日 第 号) |                                                                                                          |
| 接続設備の場所                                                                                                                                  |                                                                                                          |
| 終末処理場の名称                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 三宝水再生センター <input type="checkbox"/> 泉北水再生センター <input type="checkbox"/> 石津水再生センター |
| 使用放流水の最大量                                                                                                                                | m <sup>3</sup> /日                                                                                        |
| 放流水の温度変化値の最大値                                                                                                                            | 熱利用前      °C      熱利用後(予定)      °C                                                                       |
| 接続設備の設置期間                                                                                                                                | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                            |
| 工事期間                                                                                                                                     | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                            |
| 公共下水道の復旧の方法                                                                                                                              |                                                                                                          |
| 備考                                                                                                                                       |                                                                                                          |

特記事項 \_\_\_\_\_





堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第10号

堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程の一部を改正する規程

堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第3条関係）」に改め、同様式の注書を削る。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条関係）」に、「第 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第4条関係）」に、「第 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第4条関係）」に改め、同様式の注書を削る。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号（第4条関係）」に改め、同様式の注書を削る。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第7条関係）」に改め、同様式の注書を次のように改める。

注意 作業終了後、速やかに人孔蓋の原状復旧後の写真を提出すること。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号（第8条関係）」に、「堺市下水道電線等設置工事完了届書」を「堺市下水道電線等設置工事完了届出書」に改め、同様式の注書を削る。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号（第9条関係）」に改め、同様式の注書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票について

は、当分の間、この規程による改正後の堺市公共下水道暗渠内への電線等の占用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

## 上下水道局公告

### 堺市上下水道局公告第50号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指 定 番 号   | 第1482号          |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年3月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年3月9日        |
| 事業者の名称    | 株式会社吉永建設        |
| 事業者の住所    | 泉大津市曾根町2丁目3番26号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 吉永 将人     |
| 事業所の名称    | 株式会社吉永建設        |
| 事業所の所在地   | 泉大津市曾根町2丁目3番26号 |

|           |             |
|-----------|-------------|
| 指 定 番 号   | 第1483号      |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年3月10日   |
| 指定期間の末日   | 令和9年3月9日    |
| 事業者の名称    | 上口 和春       |
| 事業者の住所    | 泉南市兎田1349番地 |
| 事業所の名称    | 上口設備        |
| 事業所の所在地   | 泉南市兎田1349番地 |

|         |        |
|---------|--------|
| 指 定 番 号 | 第1484号 |
|---------|--------|

指 定 年 月 日 令和4年3月10日  
指定期間の末日 令和9年3月9日  
事業者の名称 雄健建設株式会社  
事業者の住所 大阪市天王寺区上本町5丁目1番5号  
代表者の職氏名 代表取締役 松山 陽一  
事業所の名称 雄健建設株式会社  
事業所の所在地 大阪市天王寺区上本町5丁目1番5号

指 定 番 号 第1485号  
指 定 年 月 日 令和4年3月10日  
指定期間の末日 令和9年3月9日  
事業者の名称 株式会社ラグ・クリエイト八野  
事業者の住所 高石市西取石1丁目24番10号  
代表者の職氏名 代表取締役 八野 一郎  
事業所の名称 株式会社ラグ・クリエイト八野  
事業所の所在地 高石市西取石1丁目24番10号

指 定 番 号 第1486号  
指 定 年 月 日 令和4年3月10日  
指定期間の末日 令和9年3月9日  
事業者の名称 株式会社協立管工社  
事業者の住所 寝屋川市葛原1丁目29番10号  
代表者の職氏名 代表取締役 濱 貴行  
事業所の名称 株式会社協立管工社  
事業所の所在地 寝屋川市葛原1丁目29番10号

指 定 番 号 第1487号  
指 定 年 月 日 令和4年3月10日  
指定期間の末日 令和9年3月9日  
事業者の名称 西岡 正人  
事業者の住所 堺市西区菱木2丁2425番地1 ブランドール303号  
事業所の名称 西岡設備  
事業所の所在地 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号

指 定 番 号 第1488号  
指 定 年 月 日 令和4年3月10日

|         |               |
|---------|---------------|
| 指定期間の末日 | 令和9年3月9日      |
| 事業者の名称  | 株式会社耕翔設備      |
| 事業者の住所  | 東大阪市新庄2丁目9番7号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 横尾 健一   |
| 事業所の名称  | 株式会社耕翔設備      |
| 事業所の所在地 | 東大阪市新庄2丁目9番7号 |

~~~~~

堺市上下水道局公告第51号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号	第1747号
指 定 年 月 日	令和4年3月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	上口 和春
事業者の住所	泉南市兔田1349番地
営業所の名称	上口設備
営業所の所在地	泉南市兔田1349番地

指 定 番 号	第1748号
指 定 年 月 日	令和4年3月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	雄健建設株式会社
事業者の住所	大阪市天王寺区上本町5丁目1番5号
代表者の職氏名	代表取締役 松山 陽一
営業所の名称	雄健建設株式会社
営業所の所在地	大阪市天王寺区上本町5丁目1番5号

指 定 番 号	第1749号
---------	--------

指 定 年 月 日 令和4年3月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 株式会社協立管工社
事業者の住所 寝屋川市葛原1丁目29番10号
代表者の職氏名 代表取締役 濱 貴行
営業所の名称 株式会社協立管工社
営業所の所在地 寝屋川市葛原1丁目29番10号

指 定 番 号 第1750号
指 定 年 月 日 令和4年3月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 西岡 正人
事業者の住所 堺市西区菱木2丁2425番地1 プラントール303号
営業所の名称 西岡設備
営業所の所在地 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2番6号

指 定 番 号 第1751号
指 定 年 月 日 令和4年3月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 株式会社耕翔設備
事業者の住所 東大阪市新庄2丁目9番7号
代表者の職氏名 代表取締役 横尾 健一
営業所の名称 株式会社耕翔設備
営業所の所在地 東大阪市新庄2丁目9番7号

教育委員会公告

堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る令和4年度の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

堺市教育委員会

教育長 日 渡 円

1 令和4年度プラネタリウムの臨時休館日

令和4年4月19日（火）、4月20日（水）

5月10日（火）、5月17日（火）

7月12日（火）、7月13日（水）

9月20日（火）

10月11日（火）、10月25日（火）

11月15日（火）、11月22日（火）

12月13日（火）、12月14日（水）

令和5年1月10日（火）、1月11日（水）

2月7日（火）

3月14日（火）、3月15日（水）

2 臨時休館の理由

プラネタリウム番組組込み、プラネタリウム及び天文台定期メンテナンス、堺市主催イベントのため

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年3月29日（火）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 令和4年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他